

公益財団法人秦野市スポーツ協会職員の旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会の職員の旅費の支給に関し、必要な事項を定める。

(職員)

第2条 この規程で職員とは、公益財団法人秦野市スポーツ協会就業規程第2条の職員をいう。

(出張命令)

第3条 出張は、公益財団法人秦野市スポーツ協会事務決裁に関する規程に基づき出張命令権者が発する出張命令によって行うものとする。

(旅費の支給)

第4条 職員が業務のため旅行したときは、その職員に対し支給する。

2 前項に規定する旅費の支給については、秦野市職員の旅費に関する条例(昭和30年秦野市条例第46号)の規定の例による。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。